

個人情報保護委員会（第91回）議事概要

- 1 日時：平成31年3月4日（月）10：30～11：30
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：嶋田委員長、熊澤委員、丹野委員、小川委員、中村委員、
加藤委員、藤原委員、宮井委員
其田事務局長、福浦事務局次長、的井総務課長、
佐脇参事官、三原参事官、山崎参事官、松本参事官

4 議事の概要

- (1) いわゆる3年ごと見直し（法の域外適用の在り方及び国際的制度調和への取組と越境移転の在り方関係）

事務局から、資料に基づき説明を行った。

熊澤委員から「本日の取りまとめをベースに議論していくことになるが我が国は、EUとの相互認証やAPECのCBPR等の取組を進め、EUや米国・アジア太平洋地域との連携に努めてきた。今後、国際的なデータ流通がより増大していくことを踏まえると、国際的制度調和の重要性がさらに増していくことになる。我が国がデータフローに関する国際的な議論をしっかりとリードしていく必要があり、当委員会としても個人データ移転に関する様々な議論に責任をもって取り組んでまいりたい」旨の発言があった。

丹野委員から「日常生活の中でSNS、物・サービスのeコマースがすっかり定着している中で、海外事業者が個人情報を直接取得して多様に利活用するケースが非常に増大しており、一方で、トラブルも実際に起きている。個人にとって海外事業者による個人情報の取扱いが分かりにくくなるリスクがあり、そのような状況を踏まえて、海外事業者による個人情報の取得・提供の在り方等について検討していくべきではないかと考える」旨の発言があった。

藤原委員から「現行法では、法第75条の域外適用の規定により法第41条の指導・助言及び法第42条第1項の勧告の規定が適用され、法第78条で海外執行当局への情報提供を行うことができる枠組みとなっている。域外適用の範囲や執行手法については、各国主権との関係整理の視点も含めて、研究する余地がある。いわゆる司法的執行との関係もあるが、我が国では、行政による執行の在り方については研究の余地があると一般的に言われており、個人情報保護法も例外ではないと思う。他の国内法の状況も今一度整理することが重要。新しい立法例が認められた場合は大いに利用すれば良い、又は個情法として新しい施策で臨むのか現行の枠組みの中で何らかの工夫をするのかなど、複数の選択肢があるのではないかと」旨の発言があった。

宮井委員から「グローバルな流れの中で、自社の拠点を海外に移すだけでなく、そもそも、海外への業務委託が一般化してきているし、ビジネスモデルの相当な複雑化が進んでいる。その中で、個人情報の越境移転に伴うリスクも変化し、新たなリスクも追加されてきているのが現状だと思う。データローカライゼーションやガバメントアクセスに係る海外の立法例はその一例ではないかと思う。一方でこのような規制は、経済にマイナスの影響を与えることも十分想定され、グローバルなデータフリーフローは、デジタルエコノミー時代のイノベーションには不可欠であるので、これを阻害することはあってはならない。よって、リスクを精査し、事業者等の声をよく聴きながら、適切な個人情報の保護のために更に何が必要なのか、見極めていく必要がある」旨の発言があった。

嶋田委員長から「資料には国際的な枠組みへの参加状況等がまとめられており、日本の立ち位置が明確になった。法の域外適用、越境移転に係る諸外国の様々な立法例を参考にしつつ、望ましい制度の在り方を検討してまいりたい。国内の他法令による海外事業者への執行例については、未調査なので、そちらも今後検討してまいりたい」旨の発言があった。

資料について原案のとおり公表することとなった。

(2) いわゆる3年ごと見直し（データ利活用に関する施策の在り方関係）

事務局から、資料に基づき説明を行った。

小川委員から「匿名加工情報の利活用が進んでいるのは良いこと。これから新しいサービスが登場すると、さらに利活用が進むだろう。そういったサービスにおいて、個人情報がどのように取り扱われているのか実態を把握することが必要。特にターゲティング広告等、関連する事業者がどのように個人情報を取り扱っているか、実態について意見を聴くことが必要」という旨の発言があった。

加藤委員から「国際的なデータ利活用を推進する上でも、個人データの保護が適切に行われることが重要。今年アジア太平洋プライバシー機関フォーラムやG20サイドイベントが予定されている。引き続き個人データの保護と利活用について、各国との協調とともに、国際的な議論をリードしていくことが重要。そのため当委員会の役割は大きい」という旨の発言があった。

藤原委員から「匿名加工情報の利用について、関心の高い事業者ほど悩んでいるという実態があると聞いている。EUのGDPRとの比較についても説明があったが、国際的分業が必要な事業者にとっては、EUにおける匿名化へのハードルは高いという。どの程度参考にできるかという問題はあがるが、仮名化についても検討を深掘りしてもらいたい」旨の発言があった。

嶋田委員長から「データ利活用をめぐるっては、国内外においても様々な動きが認められる。サービスを提供する事業者とそれを利用する消費者等の意見も聴き、我が国における制度がどうあるべきかという観点から、影響や実効性を踏まえ、検討してまいりたい」旨の発言があった。

資料について原案のとおり公表することとなった。

(3) 平成 31 年度検査計画について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

嶋田委員長から「立入検査を行うに当たっては、検査計画に基づき、効果的かつ効率的に検査を実施していただきたい」旨の発言があった。

資料について、原案のとおり決定された。

(4) 平成 31 年度の定期的な報告について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

中村委員から「定期的な報告は特定個人情報の取扱いの体制の整備、維持、改善を促す非常に重要な仕組みである。全国津々浦々の報告対象機関がこの報告を機に点検や改善を行うことが期待できる。当委員会においては、定期的な報告の結果を受け、傾向を分析し明らかになった課題を踏まえた効果的な取組を行うヒントとすることができる。平成 31 年度も引き続き、報告結果をしっかりと分析し、より良い当委員会の活動につなげていくことが必要である。特に小規模な団体など特定個人情報の取扱いの体制整備に苦勞している団体に対し、効果的にサポートを行っていきたい」旨の発言があった。

嶋田委員長から「委託先や再委託先の監督状況などについて報告を求めることは、地方公共団体等にとって監督体制を見直すチャンスでもあり、法に基づいて適切な委託を実施することを認識してもらうよい機会となる。また、地方公共団体等からの報告は今後、チェックリスト等に反映する等、フィードバックに役立てていきたい」という旨の発言があった。

説明のとおり地方公共団体等に対し、報告を求めることとなった。

以上